

国家工商行政管理总局の商業秘密侵害行為の禁止についての若干規定

1995年11月23日国家工商行政管理总局令第41号公布

1998年12月3日国家工商管理总局令第86号改正

第一条 商業秘密侵害行為を制止し、商業秘密権利者の合法的な權益を保護し、社会主義市場經濟の秩序を維持するため、「中華人民共和國反不正競争法」（以下単に「反不正競争法」という。）の関連規定に基づいて、この規定を制定する。

第二条 この規定において「商業秘密」とは、公衆に知られることを目的とせず、権利者に經濟利益をもたらすことができ、実用性を有し、かつ、権利者により秘密保持措置が講じられた技術情報及び經營情報をいう。

この規定において「公衆に知られることを目的とせず」とは、当該情報が公開的なルートから直接取得できないことをいう。

この規定において「権利者に經濟的利益をもたらすことができ、実用性を有し」とは、当該情報が確実な応用性を有し、権利者に現実的又は潜在的な經濟的利益又は競争における優勢をもたらすことをいう。

この規定において「権利者により秘密保持措置が講じられた」には、口頭又は書面での秘密保持協議、商業秘密の権利者の職員又は商業秘密の権利者と業務関係がある他人に対して秘密保持の要求をする等の合理的な措置が含まれる。

この規定において「技術情報及び經營情報」には、設計、手順、製品の調合、製造技術、製造方法、管理ノウハウ、顧客名簿、仕入先情報、生産販売戦略、入札募集及び入札における落札価格及び入札書類等の情報が含まれる。

この規定において「権利者」とは、法に従って商業秘密について所有権又は使用権を享有する公民、法人又はその他の組織をいう。

第三条 次に掲げる商業秘密侵害行為を禁止する。

(一) 窃取、利益での誘引、脅迫又はその他の不正の手段によって権利者の商業秘密を取得すること。

(二) 前号の手段によって取得した権利者の商業秘密を開示し、使用し、又は他人に使用許可すること。

(三) 権利者と業務関係がある単位及び個人が契約の定めに違反して、又は権利者の商業秘密を保持する要求に違反して、知得した権利者の商業秘密を開示し、使用し、又は他人に使用許可すること。

(四) 権利者の職員が契約の定めに違反して、又は権利者の商業秘密を保持する要求に違反して、知得した権利者の商業秘密を開示し、使用し、又は他人に使用許可すること。

第三者が前項に掲げる違法行為を明らかに知っており、又は知っているはずであり、他人の商業秘密を取得し、使用し、又は開示したときは、商業秘密を侵害するものとみなす。

第四条 商業秘密侵害行為は、県級以上の工商行政機関が認定及び処理をする。

第五条 権利者（請求人）は、その者の商業秘密が侵害を受けたと認め、工商行政管理機関に権利侵害行為の調査及び処置を請求する際には、商業秘密及び侵害行為が存在することの関連証拠を提出しなければならない。

検査を受ける単位及び個人（被請求人）及び利害関係人並びに証人は、事実の通り工商行政管理機関に関連する証拠を提出しなければならない。

被請求人が使用している情報が自己の商業秘密との一致性又は同一性を有することを権利者が証明できると共に、被請求人が商業秘密を取得する条件を有していること証明することができ、被請求人が自己の使用している情報が合法的に取得され、又は使用されたものであることの証拠を提出できず、又は提出を拒んだときは、工商行政管理機関は、関連する証拠に基づいて、被請求人が侵害行為を行っているとは認定することができる。

第六条 被請求人が商業秘密を違法に開示し、使用し、他人に使用許可したことによって、権利者に回復不可能な損失を与えたときは、権利者の請求及び権利者による強制措置の結果に対して責任を負うことの保証の提出に基づいて、工商行政管理機関は、被請求人に権利者の商業秘密を使用して製造された製品の販売を停止するよう命ずることができる。

第七条 この規定第三条に違反したときは、工商行政管理機関は「反不正競争法」第二十五条の規定に基づいて、違法行為を停止するよう命じ、併せて情状に応じて1万元以上20万元以下の罰金に処することができる。

工商行政管理機関が前項の規定に基づいて処罰する際は、侵害物品に対して次の処理をすることができる。

（一）商業秘密が記載された図面、ソフトウェア及びその他の関連資料を権利者に返還するよう侵害者に命じ、かつ、監督すること。

（二）権利者の商業秘密を使用して生産した製品であって、市場に流入することによって商業秘密が公開されるおそれがある製品を侵害者が廃棄することを監視すること。但し、権利者が買取り、販売等のその他の処理方法に同意する場合は、この限りでない。

第八条 侵害者が処罰決定の執行を拒否し、この規定第三条に掲げる行為を継続して実施したときは、新たな違法行為とみなし、重ねて処罰を与える。

第九条 権利者が損害賠償の問題について工商行政管理機関に調停を要求したときは、工商行政管理機関は調停を行うことができる。

権利者は人民法院に直接訴えを提起して損害賠償を請求することもできる。

第十条 国家機関及びその公務員は、公務を履行する際に、権利者の商業秘密を開示し、又は他人に使用を許諾してはならない。

工商行政機関の事件担当者は、商業秘密を侵害する不正競争行為を監督し、監査する際には、権利者の商業秘密を守らなければならない。

第十一条 この規定は、国家工商行政管理局が解釈の責任を負う。

第十二条 この規定は、発布の日から施行する。